

分類 (内容別)	分類 (機関別)	内 容
相談業務に関する意見		
	市	多重債務相談者の相談方法は電話による相談が多く、対応などに苦慮している
	市	金銭問題は非常にデリケートな部分であり、相談に来れず問題を抱えている市民も多いのではないかと懸念している。そういった市民にどう相談へきてもらえるようにするのが今後の課題だと考えている。
	市	市は多重債務者の第1の相談窓口であり、その相談のほとんどは「ひまわり基金法律事務所」を紹介している。
	町	多重債務者が相談しやすい環境を作ることが必要。
	町	当町のような小さな自治体はほとんどが顔見知りのため、役場職員へは相談しづらいと思う。また、職員も専門的な知識がないうえ、人員削減により業務が多様多岐にわたり、当業務の整備が進まない。
	村	多重債務者からの相談に対し、専門の弁護士及び認定司法書士を紹介する際のリストがあれば良いと思います。
	村	今まで事例がなく経験不足であることから、多重債務問題の相談があった場合の対処は困難です。今後においては、あらゆる機関等との連携と身近なバックアップ体制があれば心強いのではないかと思います。
	町	多重債務者としての相談は無く、近隣の市で実施している弁護士無料相談の問合せが数件あるだけなので、他局で実施している相談も含めて回答している。
	町	町内の相談者は知られたいくことかから窓口には来ない。
	町	相談件数はありませんが、今後、何らかの対策を図っていきたい。
	町	小さな町では、顔見知りが多く相談者がいない状況である。
	町	多重債務者の負債整理後の生活再建が難しい。もともと、町の担当者は身近すぎて、多重債務の相談も躊躇われているようなところがあり、その後の生活の中身まで、町の職員には教えたくはないと思われる。相談とプライバシーとの比較考量。
	市	法律専門家等の相談の予約が常に混んでいて、2～3ヶ月先になってしまうことがあり困っている。
	市	相談後の債務整理状況を把握する方法を工夫したい。若手県や熊本県のように広域的な多重債務者向けの融資制度や家計管理のフォローアップをするしくみづくりの必要性を感じている。
	市	相談業務が円滑に行えるよう、毎年1回福島県弁護士会からの相談カード、記入例等を相双地区の各市町村に送付している。
	町	今後、相談会の開催などの実施について検討したいと思います。
	村	多重債務を抱える本人の相談はほとんどなく、家族、親戚等の利害関係者からの相談となっている。
	町	本年度は相談件数が0件であった。多重債務者は必ずいると思われるが、相談に来ない、しづらいのなら相談窓口の環境が悪いのかと不安になります。
	町	今後相談者があった場合、その都度対応
	村	多重債務者は他人へ相談しづらいため、なかなか表面化しない。そのため、金額が多額になり本人や親族ではどうしようもなくなってからようやく相談に踏み切るケースが多いようです。
相談業務に関する意見(特に相談後のフォローについて)		
	市	現在、相談者を弁護士・司法書士に円滑につなぐところまで可能になったが、その後の経過の確認やフォローする体制は整っていない。
	市	事後的フォローアップを充実させること。総量規制実施に向けた多重債務者の更なる掘り起こし。
相談体制に関する意見		
	市	債務整理の救済問題や、多重債務に陥りやすい社会構造の問題もある。相談体制の整備、積極的救済、周知、相談者の生活再建、支援体制の整備の仕組みづくりが急務と考えます。
	市	消費者行政に係わる職員・相談員の増員が必要である。
	町	・人材不足 ・人材育成の困難さ(人事異動でまた1からのやり直し)
	町	人口が少ない街では、知られたいくことかから近隣市町村に相談するケースが多いのが現状である。このことから、広域で専用窓口を開設するなど相談しやすい環境を整備する必要がある。
	町	相談窓口が役場庁舎窓口付近に位置しているため、相談者が来庁したがる。今後、庁舎内に相談室を設置する予定。
	市	相談業務を行う職員が他の業務との兼任であるため、相談業務に関する研修に積極的に参加したり、専門的な勉強に時間を費やすことが難しい。
	市	現在、相談窓口は設置していないが、将来的には設置する予定。
	町	問題点として対応できる職員がおらず、また補充できる状態にない(予算等)
	市	多重債務相談は市民相談業務の一部として取り扱っており、専門知識を有し相談・処理できる職員がいない。
	町	職員が兼務のため専門知識の習得が難しい。
	町	町では専門の相談員を設置することは難しい状況なので、広域のセンター等を立上げ、対応されたい。
	町	専門の相談員がいない現状で、広域チームによる事務の共同実施をしていく事は、相談者がよりの確かなアドバイスや処理ができるものと期待していますが、共同実施をどのようにしていき、それにかかる支出をどうするかは課題である。
	町	市町村職員では専門知識が低いいため、具体的な対応は行えない。県の相談窓口、相談日程等を紹介しているので、今後も専門家のいる相談会等を開催してもらいたい。
	村	職員が少なく、他の業務も兼任しており多重債務対策に傾注できる体制にない。
	市	多重債務者相談窓口が広がってはきているが、専門的(相談員)の拡大を希望いたします。
	町	行政の一般職員が相談窓口に従事しているが、専門知識が足りず対応に苦慮している。他の業務と兼務しており、勉強する時間もなかなかとれない。

	村	人員削減により、他の職務と兼務体制となっている為。
	町	職員に専門的な知識がないため、相談者に法律専門家等の連絡先を教える程度の業務しか出来ないのが現状である。
広報活動に関する意見		
	市	・多重債務に陥ってる方への相談窓口の周知方法 ・多重債務に陥らないための教育(啓発) ・債務整理をした方の生活再建
関係部署・関係機関との連携等に関する意見		
	市	市の他部署との間で年1回連絡会議を実施している。また、行政機関外では法テラスや弁護士会との連携強化を図っている。
	市	連携については、個人情報保護の問題が生じる
	町	弁護士等法律専門家との連携が必須となるため、管内弁護士会等との研修や連携体制の整備が必要と考える。(道で連携体制を整備すべき)
	市	弁護士、司法書士が不足しており、行政から多重債務処理をつなぐのが難しい
	市	組織立った庁内連携と相談員の研修会参加の財源確保。
	町	4月に開設した「久慈ひまわり基金法律事務所」や岩手弁護士会で実施している無料の法律相談を活用しての相談業務の推進を図りたい。
	町	町内、あるいは郡内の司法書士や弁護士と即、連絡が取れる体制づくり。県内巡回相談。
	市	当センターでは、弁護士等の専門家へ引継ぎ等の連携を行っているが、現在は受任後の結果等のフィードバックがない状況である。今後は専門家からのフィードバックやアドバイスなどのアフターフォローにより、相談業務の参考とし、相談窓口のさらなる充実を図っていきたくており、専門家の理解と協力を求めていきたい
	町	毎月2回、各種相談員の方による総合相談を実施していますが、多重債務問題に関しての相談があった場合は、連絡を密にして取り組んでいきたいと考えています。他課との連携体制は明確に構築されていませんが、相談内容に応じて担当部署と協力しながら相談に取り組んでいます。他の業務を抱えての相談業務となるため負担も大きいのですが、多重債務者を救うためにも広報活動を行い問題解決につながるよう努力していきたくて考えております。
情報提供・研修等に関する意見		
	町	行政担当者の研修会を開催されたい。
	村	相談業務に関する講習会及び説明会の定期開催を要望。
	村	弁護士、司法書士など行政機関以外も含め、相談業務計画があれば事前に情報提供してもらいたい。多重債務を抱える本人の相談はほとんどなく、家族、親戚等の利害関係者からの相談となっている。
国・金融庁の取組みに対する意見		
	市	地方自治体における財政状況は年々悪化する一方にあり、特にこの問題の早期解決に向けて、まずは人件費の圧縮が優先され、その結果として正規職員が削減されている現状があります。しかし、多重債務問題をはじめ、自治体に取り組むべき業務については、年々増加しているのが実態であり、限られた人員、限られた時間の中で対応していくことに苦慮している状況にあります。従いまして、国の財政的な支援がない状況の中では、自主財源により、多重債務問題改善プログラムに基づき、多重債務問題の解決等に向けた取り組みを進めていくことは、現実的には困難な状況にあります。今後は、このような現状を十分理解いただき、計画やプログラム等を策定するだけでなく、地方自治体がこの問題の解決に向けた取り組みを積極的に実践できるよう、国の支援体制を早期に確立いただくことが不可欠であると考えております。
	市	厳しい経済状況の中、当センター相談時間に占める多重債務相談時間は増加している。現場は疲弊しており、金融庁におかれても今後創設される消費者庁とともに早急な相談窓口のガイドラインを策定し、市町村多重債務相談窓口の設置義務を課していただきたい。
国・金融庁の取組みに対する意見(特にセーフティネット貸付けについて)		
	市	債務整理中の生活安定の為にセーフティネットの整備が必要。また、親子、夫婦など家族で多重債務者であるケースが見受けられる。成人への生活設計などの教育や子どもの頃から金銭教育が必要。
	市	過払金返還請求による解決が多いが、返還請求増による消費者金融の破綻により、今後この解決方法が取れなくなる。早期のセーフティネットの構築が必要であると感じている。